

「地域危険木安全対策補助金」について

地域危険木安全対策補助金 とは

枝の落下や倒壊により周辺の人や物に危害を与える恐れがある樹木の撤去・改善にかかる費用の一部を、自治区長連合会が支援する制度です。

地域の樹木など、本来は所有者が管理するものですが、地元の自治区で管理しているものも多くあります。また、小規模な自治区では費用負担などの問題から対策が進まないこともあります。本制度では市からの補助金の一部を活用し、地域の安全のため、特に小規模の自治区の取組を支援します。

※個人やその他団体に所有する樹木は、引き続き適切な管理をお願いいたします。



対象となる樹木の要件と補助率

- 樹高2m以上、胸高直径20cm以上
- 樹冠直下や樹高相当の範囲内に公道、建築物など(自治会管理のもの除く)があること
- 自治区が所有する土地、もしくは、自治区が所有者から危険木を含む管理を委任された土地にあること

加入世帯数 (4/1現在)	補助率	補助限度額
20世帯以下	3/4	20万円
21世帯以上 40世帯以下	2/3	15万円
41世帯以上	1/2	10万円

申請に必要な書類

○申請のときに必要な書類

- ① 申請書…様式は提供します。
- ② 所在地及び状況が分かる図面及び写真
- ③ 所有者が確認できる書類
…土地登記簿謄本など
- ④ 所有者の同意書
(自治区所有の場合は不要)
- ⑤ 見積書

○実績報告のときに必要な書類

- ① 実績報告書…様式は提供します。
- ② 事業前後の状況が分かる写真
- ③ 補助対象経費の支出を証する書類
(領収書の写し)

申請スケジュール

- 申請締切 8月31日(月)
- 現地調査 9月上～中旬
- 審査会 9月中～下旬
区長会正副会長による審査会(傍聴可能)にて交付対象の自治区を決定。
- 決定通知 9月下旬
書面にて可否を通知予定。なお、通知前の着手は補助対象外。
- 事業期間 交付決定日～
- 実績報告 令和9年3月31日(水)まで

問い合わせ先

市役所 総務課

せお くら 0296-43-2115 (直通)
瀬尾・熊倉 soumu@city.shimotsuma.lg.jp